

美濃加茂市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成27年3月

美濃加茂市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年8月に各小学校の通学路の危険個所を洗い出し、関係機関と連携して緊急合同点検を実施しました。その結果を踏まえて対策内容を協議しながらできる限りの対策を施してきたところです。

この度、更なる通学路の安全確保に向けた取り組みを強化するために、これまで以上により具体的に関係機関の連携体制を構築し、「美濃加茂市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

(通学路)
各小学校において、児童が通学の際に利用する道路のうち、学校長がPTAと協議の結果、指定したもので、教育委員会が認めたものをいう。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、次に掲げるメンバーで構成する「美濃加茂市通学路安全推進会議（以下「会議」という。）」を設置しました。

なお、本会議の所管並びに庶務及び今後の事務全般は、美濃加茂市教育委員会事務局教育総務課が行います。

美濃加茂市通学路安全推進会議構成メンバー		
(美濃加茂市関係)		
1	美濃加茂市建設水道部（土木課）	
2	美濃加茂市総務部（防災安全課）	
3	美濃加茂市市民協働部（地域振興課）	各連絡所長
(岐阜県関係)		
4	岐阜県可茂土木事務所（道路維持課）	※市土木課が連絡窓口
5	岐阜県加茂警察署（交通課）	※市防災安全課が連絡窓口
(美濃加茂市教育委員会関係)		
6	美濃加茂市教育委員会事務局（教育総務課）	各学校

※実際の会議出席者は、それぞれの長が指名した者に代えることができます。

※各連絡所長及び小学校長については、関係する地区が対象になる場合に出席します。

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、要望箇所の合同点検を、関係する会議構成メンバーが連携して実施し、対策を検討し、対策後は検証をして、改善等を実施します。こうした取組をPDCAサイクルとして繰り返しながら、通学路の安全性の向上を図っていきます。

Step 1	通学路の危険箇所把握	学校、PTA
↓↓↓↓↓ 把握したものを教育総務課へ報告する。		
Step 2	市内通学路危険箇所のとりまとめ	教育総務課
↓↓↓↓↓ 学校区ごとに一覧表を作成する。		
Step 3	合同点検日程調整	教育総務課
↓↓↓↓↓ 対象年度の学校区において合同点検を実施する。		
Step 4	合同点検実施	会議構成メンバー
↓↓↓↓↓ 点検結果内容を会議構成メンバーで共有する。		
Step 5	対策案の検討	会議構成メンバー
↓↓↓↓↓ 会議から所管部署へ情報提供と改善要望をする。		
Step 6	対策の実施	所管部署

(2) Step 1 通学路の危険箇所把握

学校長が中心となり、PTAと連携して、指定通学路に危険箇所がないか、安全が確保されているかといった調査を実施します。危険箇所がある場合は、その内容を教育総務課へ報告します。

(3) Step 2 市内通学路危険箇所のとりまとめ

各学校から報告された内容をとりまとめて一覧表を作成します。作成した一覧表は会議構成メンバーに事前に提供します。

(4) Step 3 合同点検日程調整

対象となる学校区ごとに合同点検を実施するように会議構成メンバー等の日程調整を行います。

市内の小学校を3つのグループに分け、それぞれ3年に1回、合同点検を実施	
Aグループ	蜂屋小学校区、加茂野小学校区、伊深小学校区
Bグループ	太田小学校区、山手小学校区、三和小学校区
Cグループ	古井小学校区、山之上小学校区、下米田小学校区

※緊急性があると判断される場合は、随時検討していきます。

(5) Step 4 合同点検実施

実施対象となる学校区ごとに合同点検を実施します。この場合において、会議構成メンバーの他、必要と思われるものに参加を依頼することができます。

(6) Step 5 対策案の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、それぞれ、歩道整備や防護柵設置のような対策や、交通規制又は交通安全教育のような対策等、箇所別に具体的な実施メニューを会議構成メンバーがそれぞれ検討したものを集約し、会議としての対策方針を決定します。

(7) Step 6 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むように関係者間で連携を図ります。

(8) 対策後の効果把握

対策実施後の箇所等について、実際に想定した効果が上がっているのか、対策実施箇所の受益者となる、児童等の保護者に対して聞き取りをして検証します。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

学校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、それぞれの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【添付資料】 ※随時更新していきます。

「対策一覧表」

「対策箇所図」

※平成24年度実施の「通学路点検一覧」については引き続き進捗状況を公開します。